がけ地崩壊対策事業補助金交付制度について

市では、個人が行う危険防止のための対策工事費用の一部を補助しています。

用語定義

・がけ地　：角度が 30 度を超え、高さが 5m を超える傾斜地

・危険区域：がけ上の場合は、がけの下端からがけの高さの 1.5 倍の距離以内、がけ下の場合は、がけの高さの 2 倍の距離以内

・危険家屋：危険区域内にある既存の住宅

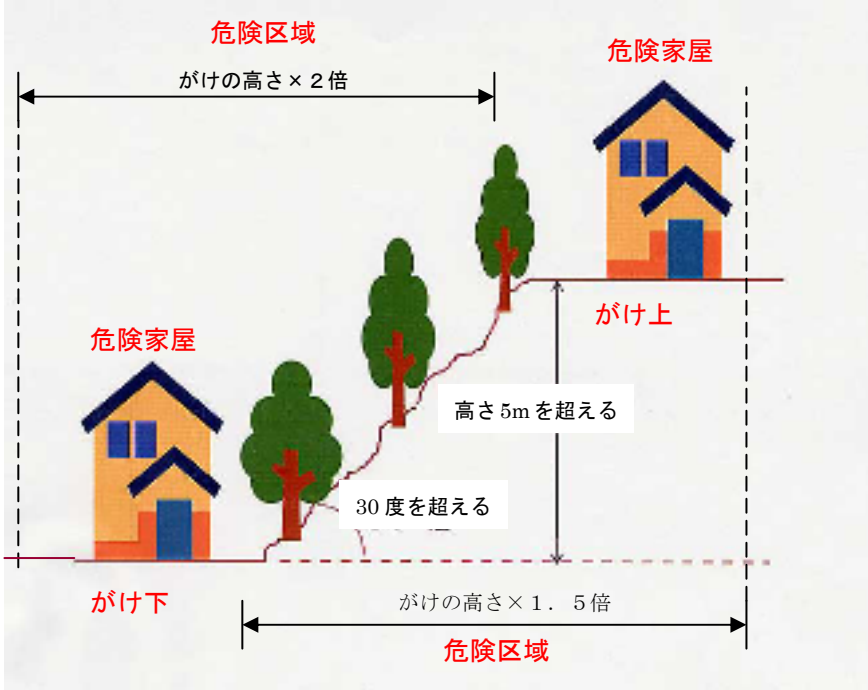

補助対象者

・危険家屋の所有者、又は危険区域内の土地の所有者で、市税の滞納がない方

対象事業

・崩壊している、もしくは崩壊する恐れがあるがけ地で、危険家屋があるがけ地に関する事業であること

・がけ地を保護する擁壁の高さが、地盤面から 2 メートルを超えるものであること

・急傾斜地の崩壊に関する法律、その他法令に基づく国、県又は市の補助事業でないこと

・住宅等の分譲を目的とする事業でないこと

・市の入札参加資格者、又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認める業者が施行する事業であること

補助金の額

・補助金の額は、対象経費の 2 分の 1 の額とし、300 万円を限度とします

問合わせ

土木建設課（62）3626(直通)